

行政不服審査法上の第三者機関の県への委託（和歌山県湯浅町外28市町村）

取組概要

平成26年6月に公布された「行政不服審査法(平成26年法律68号)」の規定により、不服申立の審査に当たっては、執行機関の附属機関として第三者機関を置くこととされた。

一方、当町においては、過去3か年で行政不服審査法上の異議申立もなく、今後も想定しづらいことから、設置について検討していたところ、和歌山県から県・市町村連携についての案内があり、第三者機関の設置を県に委託することを提案したところ、本町を含む29市町村、45一部事務組合及び1広域連合(中核市を除く全団体)が県に委託することとなった。

取組の効果

第三者機関を設置した場合に必要な事務局人員や経常経費、また、選定をはじめとした委員関係事務の省力化が図られた。

創意・工夫した点

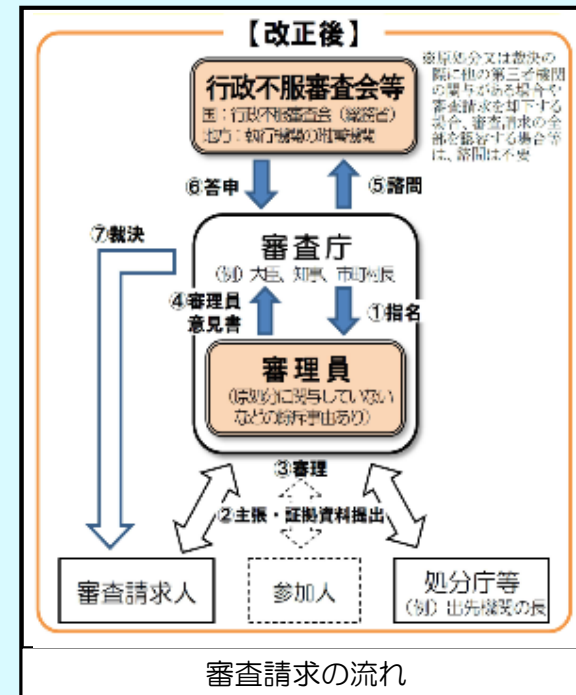
委託に当たっての経費負担については、審査請求がない団体に負担とならないよう、均等割を採用しないこととなった。

他団体へのアドバイス

審査請求が見込まれない団体であれば、県等の常設している団体へ委託を行うことは、人員、コスト等において有用である。

人口 12,786人(湯浅町)

担当 総務課



県・市町村連携会議の風景